

令和8年4月から国で始まる制度のお知らせ

国において

子ども・子育て支援金制度が創設されます

～新たに子ども・子育て支援納付金分の保険料をご負担いただくことになります～

● 子ども・子育て支援金制度とは

子ども子育て世帯を支えるため、社会全体で財源を拠出する新たな仕組みです。

● 子ども・子育て支援金制度の仕組み

- すべての医療保険者は、法令の定めにより国へ子ども・子育て支援納付金を納付することとなり、その財源として加入者から「子ども・子育て支援納付金分保険料」を徴収することとなります。
- このことにより、皆さまには令和8年4月分より、従来の医療給付費分保険料、後期高齢者支援金分保険料、介護納付金分保険料に加えて、**新たに「子ども・子育て支援納付金分保険料」をご負担いただることになります。**
- 保険料額の詳細は、決まり次第お知らせいたします。**

子ども・子育て支援金制度について
詳しくはこちらから確認できます。



子ども家庭庁ホームページ

建設連合国民健康保険組合

裏面もあります

よくある質問

Q1. 「子ども・子育て支援金制度」とは何ですか？

A1. 「子ども・子育て支援金制度」とは、全世代や企業の皆様から支援金を拠出していただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

Q2. なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるのですか？

A2. 子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来大人になりこの社会を支える担い手となるため、子育て支援は全ての方にとってメリットがあります。そのため、独身者や高齢者も含む全世代や企業の皆様から拠出いただくこととしております。

Q3. 国は集めたお金を何に使うのですか？

A3. 支援金は、次の6つの子育て支援の取組に充てられます。

- ① 児童手当
- ② 妊婦のための支援給付
- ③ こども誰でも通園制度
- ④ 出生後休業支援給付
- ⑤ 育児時短就業
- ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置